

令和3年度

「松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録」

松安筑成年後見ネットワーク協議会事務局

令和3年度第1回松安筑成年後見ネットワーク協議会議
(成年後見制度地域連携ネットワーク協議会)

次 第

日 時 令和3年4月21日(水)

午後1時30分～

場 所 松本市勤労者福祉センター 3-3会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 協議会の位置づけ
- 5 自己紹介
- 6 役員選出
- 7 会議事項
 - (1) 成年後見制度利用促進に伴う中核機関の設置について(資料1、別紙1～6)
 - (2) 令和3年度事業計画・市町村計画の状況(資料2-1～8、別冊)
 - ア 2市5村
 - イ 成年後見支援センター
 - (3) 意見交換
- 8 その他
- 9 今後の予定
 - (1) 第1回成年後見制度利用促進専門委員会
4月26日(月)午後1時30分から
松本市役所梓川支所2階大会議室
 - (2) 第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会
令和3年10月頃
- 10 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分、開会を宣言した。(委員23名のうち22名の参加があり、設置要綱第6条第2項に基づき、会議は成立した)また、会議名称を「松安筑成年後見ネットワーク協議会」の愛称で今後開催することを了承いただく。
(松本市)

(2 委嘱状交付)

事務局 協議会設置要綱第3条に基づき、委員に対し委嘱状を机上に交付したことを説明
(松本市) した。

(3 あいさつ)

松本市 平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、権利擁護支援の地域連携
健康福祉部長 ネットワークの構築や、その中核となる機関の設置など、既存の支援の見直しや体制整備に向けた取り組みを市町村の責務により行うことになり、この4月にかけてはしに業務の一部を委託する形で中核機関設置の運びとなりました。本協議会も、成年後見制度の利用促進及び地域連携ネットワークの強化に係る機関として大いに期待するところです。2市5村では、高齢者や障害者の権利を守るために制度利用ができるよう取り組んでおりますが、利用から漏れてしまうことがないよう、更なる周知を図る必要があります。また、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者の増加、知的・精神障害者を支える親の高齢化が課題となっております。そのため、専門職や福祉関係者との連携強化と、制度利用が必要な誰もが制度につながるように、本協議会をはじめ、関係機関等で検討していく必要があります。本協議会では、成年後見制度を利用しながら認知症高齢者や障害者が尊厳をもって地域で安心して暮らせるよう、皆様の経験や専門的な見地からのご意見をいただきますようお願いいたします。

(4 協議会の位置づけ)

事務局 「成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会設置要綱」について説明
(松本市) した。

(5 自己紹介)

(6 役員選出)

事務局 協議会設置要綱第5条に基づき、互選によるものとなっていることを説明し立候補・推薦ともなかったため、会長を成年後見センター・リーガルサポートながの支部の「古川委員」、副会長を長野県弁護士会の「神戸委員」とする事務局案を提示し、委員から承認を得た。(拍手による)

(会長) 2市5村による地域連携ネットワーク協議会が設立されたこと、本日まで努力いただいた関係者の皆さまに心より御礼を申し上げます。平成23年4月より成年後見支援センターかけはしが設置され、2市5村の協力により高齢者、障害者の権利擁護の担い手として成年後見制度の利用促進をしてきた経過があるため、今回の中核機関や協議会への移行もスムーズに進むのではと思います。この協議会の設立を契機に更なる連携を深め、権利擁護事業を進めて参りたいと思います。皆さま方に

も更なるご協力をお願いします。

(副会長) 私も成年後見支援センターかけはしに引き続き関与することになり、今回協議会ができたことを大変うれしく思います。かけはしでの経験やノウハウがだいぶ蓄積されていると思いますが、新たなネットワークが広がったところで気持ちも新たに、また松安筑の高齢者・障害者に対しての権利擁護のために皆さまと一緒に考えて参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(7 会議事項)

事務局 設置要綱第6条第1項に基づき会長が議長となり、あいさつをした。

(松本市)

議長 議長は会議事項(1)の成年後見制度利用促進に伴う中核機関の設置について、説明を求めた。

事務局 資料1に基づき、成年後見制度利用促進に伴う中核機関の設置について、別紙1
(松本市) に基づき成年後見支援センター事業実施要綱、別紙2に基づき専門医委員会設置要綱、別紙3に基づき専門委員会名簿について説明した。

事務局 別紙4に基づき、成年後見制度活用検討フローチャート(2市5村版)について、
(松本市) 別紙5に基づき専門委員会検討資料について説明した。

議長 議長は会議事項(1)について、委員に意見・質問を求めた。

議長 別紙4のフローチャートを見ると、まず一次相談機関として行政が行い、その後専門委員会に諮り、後見人を選任するという流れが詳しく掲載されています。これに基づいて制度利用に繋げていき、尚且つケア会議等本人を中心に、まとめていくチャートになっていると思います。今後これを使い、随時改善しながらより良い方向へ向かっていければと思います。別紙5の検討資料については今後も改善をお願いします。

議長 議長は会議事項(2)の令和3年度事業計画、市町村計画の状況について、説明を求めた。

事務局 2市5村は、資料2-1~7に基づきそれぞれの事業計画、別冊に基づき市町村
(2市5村) 計画について説明した。

(かけはし) 成年後見支援センターは、資料2-8に基づき事業計画について説明した。

議長 議長は会議事項(2)について、委員に意見・質問を求めた。

議長 質問等がないことを確認し、委員から承認を得た。

議長 議長は会議事項(3)の意見交換について、意見を求めた。
この協議会は年2回開催され、このメンバーでネットワークを構築していくわけ

ですが、一番重要なのは中核機関の一次相談機関として活動する市村の部分だと思っています。今までかけはしが行ってきた、後見人等受任調整や法人後見(この10年で179件で現在は84件受任中)の実績がある中で、この機能を活かしつつ中核機関である市村が改めて受任調整等の案件を諮る形となります。さまざまな困難事例を市村が抱える中で、協議会や専門委員会に新たに加わった専門職も含め、早期の段階からアドバイスできるような体制を作っていきたい。専門委員会は毎月1回開催しているため、困難ケースで受任調整をする前の段階でも構わないため、相談できる体制を考えております。

委員 成年後見制度利用促進の中には任意後見制度も含まれると思いますが、任意後見制度の利用促進も進めていただきたいと考えております。また、後見類型だけでなく、補助や保佐の活用も進めていただきたいと思います。

事務局 (松本市) 任意後見制度については、取り立てて何かということはありませんが、利用促進していく中では任意後見制度の啓発も必要と考えます。研修等も含めながら周知・利用促進していきたいと思っております。

事務局 (松本市) 松本市の場合ですが、事業計画にある市民啓発講演会の内容について、意思決定支援とリビングウィルを検討しています。利用促進の中では保佐・補助の推進をとり、保佐・補助の場合は本人の同意が必要なことから、本人の意思を引き出すために意思決定支援についてやりたいと考えています。その中で任意後見制度の周知啓発も行っていきます。

議長 確かに今までのかけはしでの10年の活動の中では、任意後見制度の対応はしてこなかったため、任意後見制度の相談・啓発に対してもやっていく必要があるかと思っております。

オブザーバー これから市村と裁判所が連携を密にとることになっていきますが、3点ほど質問と意見を伺えればと思います。1点目は、当事者の方から成年後見制度の申立てをしたいという電話を受けることがよくあります。この4月以降は、その方が松本圏域在住の場合は、一度行政の窓口にご相談してくださいと案内をしているところです。そのように対応しているところではありますが、相談先については、相談者の居所とするべきか、本人の居所を基準とするべきかというところです。2点目については、前回の準備会の資料の中では受任調整シートとありましたが、今回、専門委員会検討資料となっているが同様に使用するというところでよいでしょうか。

事務局 (松本市) 2点目については名称の変更をしたのみで、同様に使用していきます。

オブザーバー もう1点、先ほど説明いただいたフローチャートでの支援の流れについてですが、制度利用が必要な方、全件について専門委員会で受任調整の検討をされるという理解でよろしいでしょうか。

事務局
(松本市) 1点目についてですが、基本的には本人の居所になるかと思いますがいかがでしょうか。

議長 基本的には本人の居住地の市町村への案内でよいのではないのでしょうか。住所地特例等を活用し、実際には看ている(支援している)市町村が違う場合もあるため、とりあえずは居住地の市町村に相談いただければと思います。

オブザーバー 相談の中で、県外に被後見人に相当する方がいて、相談者が松本圏域にいるという場合も多数あり、その場合その県外の市町村に中核機関があるのかないのか等、問題が発展していくこととなります。そういうことも踏まえて、相談者の居住地の市町村に相談くださいと案内するのはいかがでしょうか。

議長 今まではどのように案内していましたか。

オブザーバー 今までは裁判所を案内していたため特に問題にはなりませんでしたが、今までは必ず行政に相談するよう案内はしていなかったため、問題にはなりませんでしたが。中核機関となり、行政を案内するようになったため、可能であればお住まいの行政窓口で相談をと案内すると、それが分からない、住民票と居所が違う等、そのような問題に発展することがあったため、相談者の居住地の近くの行政の窓口を案内しようと考えていました。

議長 県外に本人がいて、松本圏域に居住されている相談者が松本圏域の行政窓口で相談に来たとしても多分分からないのではないのでしょうか。やはり県外なら県外の地元の中核機関ないし、行政に相談の方がいいのではと思いますがいかがでしょうか。

事務局
(松本市) そうですね、もし本人が県外にいて松本圏域に居住の相談者が松本圏域の行政窓口で相談に来られたとしても、同様に県外の行政を案内することになると思われ、二度手間になってしまうため、できれば本人のお住まいの行政を案内していただくとありがたいです。

オブザーバー 分かりました。ありがとうございました。

議長 もう1点の、支援の流れについてですが、制度利用が必要となった場合、専門委員会に諮るのか、それとも直接後見人選任の申立てになるのかということでしょうか。説明いただけますか。

事務局
(松本市) 逆にお伺いしたいのですが、専門職の方に申立書の作成依頼を既にしており、更にその専門職に後見人等候補者を受けられる流れになっているケースについても、専門委員会を経て受任調整をしてもらってから申立てをしたほうがいいのか、それともそのように既に決まっているようであれば専門委員会を通さなくてもいいのか、曖昧なため、行政側としてもどのようにしていけばいいのでしょうか。

議長 中核機関になる前に、かけはしに上がってきていた案件は候補者不在のため上がってきており、候補者がいる場合は上がってこなかったと思います。今までの案件は困難事例や候補者を誰にしていかが分からない、報酬の見込みがない等、複数の事案を抱えているケースばかりでした。これからも基本的には一次相談で、候補者に見当がつく、親族後見、専門職につなぎ、そこで解決できる問題等であれば、専門委員会に諮る必要はないのではと思っています。

事務局 (松本市) 預貯金額や年収額がとても大きいですが、それでも親族が親族後見等をやりたいと希望があった場合はどうすればいいでしょうか。

議長 裁判所にある程度基準があるかと思いますがいかがでしょう。

オブザーバー 私たちも判断できかねます。

議長 今までの傾向としては、1000万円以上の預貯金があると専門職を就けると伺っています。親族後見で申立てたとしても、選任されないケースもあるため、専門職に相談しながら支援していく必要があると思います。例えば預貯金額が1000万円あったとしても、後見制度支援信託を活用する方法もあるため、申立人や親族の意向を十分に確認し、さまざまな方法を選択してもらえればと考えます。家裁の方もそのような回答でよろしいでしょうか。

オブザーバー はい。お互い同じ質問をしあっているという状況ですので、疑問を持っていることは裁判所も同じ感覚です。既に専門職が関わっている場合は中核機関の関与が望ましいのか、まだ全く見えてこない。裁判所としても分かっているようで分かっていないところでは。今後については、直接専門職に依頼があったようなケースも、行政に関わるべきかどうかについても、協議会等の中で議論していただければとも考えます。

議長 実際の現場では、全く行政が絡んでいないケースもある。ですから中核機関に全て通すかというところではないと思います。

委員 直接、後見人等を就けてほしいと相談がある場合には、そこにある程度早急性が要求されることが多いです。あまり時間をかけずにできるだけ早い段階で後見人等を決め、本人の保護に移らなければいけない場合も多い。そのため、専門委員会に諮るとなると時間がかかってしまうため、全てのケースを専門委員会に諮るとするのは逆に考慮していただきたいと思います。

オブザーバー ご意見ありがとうございます。この点も裁判所の中でもはっきりとした方針ができていないのが現状です。皆さんの意見を伺いながらということになると思われまます。また、専門委員会に諮るにせよ諮らないにせよ、一次相談機関として行政が対応した場合、一次相談窓口を担当している係なり課なり、行政全体として、組織

として決定し、適正な方向に進めるというイメージでよろしいでしょうか。一担当者が決めるということではなく、組織として決断をされるというイメージでよろしいでしょうか。

議長 専門委員会に諮る案件については、必ず検討してから諮ると思われるため担当者の単独での判断というのにはあり得ないでしょう。一次相談として相談を受けたとしても、全てが制度利用にはならないでしょうし、日常生活自立支援事業の活用や親族が対応する等さまざまです。一次相談として対応し、候補者として適任者がいればその方が、専門職が絡んでいれば専門職が関与して申立てに至る。だから全て中核機関が決断を下すという話ではないかと思いますがいかがでしょう。

事務局 (松本市) 一次相談機関として相談があった場合、一担当者が決断するということはまずありません。決裁を受け、内部検討会などで適宜決めるので、一担当者で決めていくことはありません。

オブザーバー 分かりました。ありがとうございます。

議長 これから運用していくにあたり、今回意見のあった内容についても、今後意見交換ができればいいと思います。裁判所が一番困るのは、候補者不在での申立てだと思われるので、候補者不在で申立てることのないようにお願いします。また、虐待案件のような緊急を要する場合は、先ほどの専門委員会検討資料を全て埋めてから専門委員会に諮るとなると時間を要してしまうため、虐待案件に関しては最低限の情報で早急に専門委員会に諮り、首長申立てを行い、裁判所と連携を取っていただきたい。一次相談のところで何かあれば、すぐ専門職に相談することも重要です。また、後見人等の変更についても臨機応変に対応していくため、裁判所もご承知おきいただきたい。困難事例にまず専門職が就き、落ち着いたところでかけはしへ、もしくは、かけはしから市民後見人等、そのように対応していけば受け入れやすく、対応しやすくなるのではないかと考えます。

議長 他に意見がないことを確認し、議事を終了した。

(8 その他)

事務局 令和3年度成年後見支援センターかけはし年間計画表について説明する。
(かけはし)

(9 今後の予定)

事務局 改めて来月の専門委員会開催について、次回の協議会開催について説明する。
(松本市)

(10 閉会)

事務局 閉会を宣言し、午後3時05分散会した。
(松本市)